

令和4年第2回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年3月10日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和4年3月10日	午前10時00分
	散 会	令和4年3月10日	午後2時47分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名 欠 席 0 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	真 部 卓 也	〃	13	喜 納 政 樹	〃
7	伊良波 勤	〃	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃

※ 会議録署名議員

12番	座間味 栄 純	13番	喜 納 政 樹
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	知 念 正 昭	会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲宗根 章	企画商工観光課長	屋富祖 良 美
住 民 課 長	崎 原 誠	福 祉 課 長	大 城 尚 子
子育て支援課長	安 里 孝 夫	健康づくり推進課長	平安山 良 信
建 設 課 長	宮 城 忠	農 林 水 産 課 長	松 本 一 也
上 下 水 道 課 長	知 念 毅	教育委員会事務局長	有 銘 高 啓

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 新 吾	主 任 主 事	宇茂佐 隼 人
---------	---------	---------	---------

議 事 日 程

3月10日（木） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3		議長諸般の報告
4		町長の行政報告
5		町長の施政方針演説
6	報告第1号	専決処分の報告について（瀬底島一周線道路改良工事〈その8〉） （報 告）
7	報告第2号	専決処分の報告について（瀬底島一周線道路改良工事〈その9〉） （報 告）
8	報告第3号	専決処分の報告について（石川謝花線道路改良工事〈その6〉） （報 告）
9	報告第4号	専決処分の報告について（満名川線道路改良工事〈その4〉） （報 告）
10	報告第5号	専決処分の報告について（佐伊土間橋橋梁整備工事） （報 告）
11	報告第6号	令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画について （報 告）
12	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について （議案説明・審議・採決）
13	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について （議案説明・審議・採決）

日程番号	議案番号	件名
14	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について (議案説明・審議・採決)
15	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について (議案説明・審議・採決)
16	諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について (議案説明・審議・採決)
17	議案第3号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
18	議案第4号	本部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
19	議案第5号	本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
20	議案第6号	連帯保証人の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (議案説明)
21	議案第7号	本部町学校給食費無償化基金条例の制定について (議案説明)
22	議案第8号	本部町物流拠点施設の指定管理者の指定について (議案説明)
23	議案第9号	本部町多目的イベント広場(闘牛場)の指定管理者の指定について (議案説明)
24	議案第10号	町道の路線変更について(町道健堅石嘉波線) (議案説明)
25	議案第11号	町道の路線認定について(町道上本部学園線) (議案説明)
26	議案第12号	町道の路線認定について(町道満名本線) (議案説明)

日程番号	議案番号	件名
27	議案第13号	令和3年度本部町一般会計補正予算について (議案説明)
28	議案第14号	令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (議案説明)
29	議案第15号	令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について (議案説明)
30	議案第16号	令和3年度本部町公共下水道特別会計補正予算について (議案説明)
31	議案第17号	令和4年度本部町一般会計予算について (議案説明)
32	議案第18号	令和4年度本部町国民健康保険特別会計予算について (議案説明)
33	議案第19号	令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について (議案説明)
34	議案第20号	令和4年度本部町公共下水道特別会計予算について (議案説明)
35	議案第21号	令和4年度本部町水道事業会計予算について (議案説明)
36		予算審査特別委員会の設置

○ **議長 松川秀清** ただいまから令和4年第2回本部町議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって12番 座間味栄純議員及び13番 喜納政樹議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの9日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から3月18日までの9日間に決定しました。

日程第3．議長諸般の報告を行います。

報告書をお配りしたとおりであります。その中から抜粋して説明をさせていただきます。

12月1日、北部市町村議会議長会第3回総会、北部会館で行っています。

12月14日から16日、令和3年第11回本部町議会定例会を行っています。

1月9日成人式典、もとぶ交流センターで行っています。

13日、桜まつり役員会を応接間で行っています。

24日、令和4年第1回本部町議会臨時会を議場で行っています。

2月17日、沖縄県町村議会議長会第51回定期総会、自治会館4階で行っています。

18日、沖縄県離島振興市町村議会議長会第13回定期総会、自治会館2階で行っております。以上であります。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。朗読は省略します。

諸般の報告を終わります。

日程第4．町長の行政報告を行います。町長。

○ **町長 平良武康** 議員の皆さん、おはようございます。行政報告を行います。報告書をご覧ください。

12月1日、県内では3番目になりますけれども、いち早くふるさと納税の制度に基づいた電子感謝券による納税の体制を確立しております。記者会見をやりました。2日から電子感謝券、いわゆるスマートフォンでもって瞬時に観光客の皆さんがふるさと納税ができるようなそういう形の形態のふるさと納税制度でございますけれども、その制度を出発させております。現在まで38名の皆さんが今日までに当制度を活用いたしまして、ふるさと納税をやっております。216万円の納税額、本日まで寄附いただいております。アフターコロナを見据えた体制といったようなことですが、観光客が戻ったときに電子感謝券を使ったふるさと納税が多くの方に活用

できればと、このように思っているところであります。

16日ですけれども、北部保健所長とお会いいたしました。そしてその翌日17日には、もとぶ野毛病院の理事長とお会いいたしました。コロナの第6波への対応策について、特段の町内住民の指導をお願いしたいというようなことで要請をやり、そしてコロナ対策に対する意見交換なども実施しております。

19日、日曜日ですけれども、海洋博記念公園でノルディックウォーキングの開催がありました。77名の皆さんが全国から参加しておりまして、コロナ禍の中で健康づくりの運動を展開しております。私も参加いたしまして、3.3キロコースをみんなと一緒に歩きました。

次に23日ですけれども、緊急の記者会見を開いて、コロナの第6波の感染状況について、町の状況について報告をしながら、コロナ対策に係る注意喚起を呼びかけいたしました。ちょうど町内にあってもクラスターが発生したり、とても厳しい時期でしたけれども、その厳しい時期に記者会見を打って注意喚起を促しました。

そして26日に町民対象の無料のPCR検査を実施しましたけれども、114名の町民の皆さんが役場の敷地内でドライブスルー方式でPCR検査をやりました。114名全て陰性でございました、そのときはですね。そういうことでございます。

それからめぐりまして1月4日ですけれども、新春祝賀会が今年もできなかったのも、各行政区を私が足を運びまして、今年度のいわゆる行政の運営についても協力していただきますよということ、各行政区長にお会いしてお願いにあたりました。

9日ですけれども、令和4年度の成人式117名の対象者がおりまして74名が参加いたしまして、成人式をやりました。コロナ禍の中で、とても判断にも迷いましたけれども、結果的にやってよかったと思っております。成人を励ますことができましたし、またとても参加した皆さんに喜ばれました。

22日ですけれども、第44回の八重岳桜まつりオープニングセレモニー、議員の皆さんも一緒にやりました。

2月6日までの期間中ですけれども、数えたら約2万9,000台の車が、ドライブスルー方式でライブをしております。人数にして14万1,700名の皆さんが本部町に來訪しておりまして、とても町が経済的にも活気を呈したというようなことでございます。やってよかったと思っております。

それから31日ですけれども、沖縄県農林水産部長とそれから企画部長にお会いいたしまして、農林水産物流通不利解消事業ですけれども、これは県の一括交付金事業ですけれども、県外に農産物を出荷するときに約半分を県の一括交付金で補填するという事業ですけれども、その事業をぜひとも今後も継続し、そしてなお拡充していただきますよということ、というようなことで強い要望、要請をしております。

3ページのほうですけれども、28日にFMもとぶのほうへ感謝状を贈呈してありますけれども、ちょうどFMもとぶが開設して、10周年を迎えたというようなことで10周年を記念して、感謝状

を贈呈しております。仲宗根孝和さん、パーソナリティーですね。それから小浜祐希さん、中村優樹さん3名の皆さんを激励しながら、町への放送を通じて貢献していることに対しまして、感謝の意を述べております。以上、行政報告にかえます。

○ **議長 松川秀清** 町長の行政報告を終わります。

日程第5. 町長の施政方針演説を行います。町長。

○ **町長 平良武康** 令和4年度に向けての施政方針について、申し述べさせていただきます。

1ページから読み上げながら、方針を申し述べます。

令和4年度 施 政 方 針

はじめに

令和4年第2回本部町議会定例会の開会にあたり、町政運営の基本的な考え方と主要施策について、その概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症の発症者が我が国で確認されてから、2年が経過しました。新型コロナウイルスは、変異を繰り返しながら、世界的に猛威を振るい、本町においても、今尚、感染が続いております。

本年に入ってから、感染力が強いとされるオミクロン株の感染者が急激に増加し、未だ収束の兆しが見えない状況下にあります。

町民の皆様には、感染拡大防止の観点から、日々の生活、事業活動などに多くの制約をお願いしてきたところ、ご協力を賜り心から感謝を申し上げます。

こうした中、医療従事者など社会生活を支える事業者の皆様におかれましては、住民の生命と生活を守るという使命をもって日々の業務に取り組まれております。その姿勢に、改めて深く敬意を表する次第であります。

本町においては、現在、3回目のワクチン接種を、医療機関の協力のもとで進めているところであります。これまでの経験を踏まえ、スムーズなワクチン接種に取り組んでまいります。

さて、令和4年度におきましては、限られた財源の中で、私の目指す「日本一心豊かなまちづくり」を実現するため、積極的かつ着実な予算編成を行ったところであります。

令和4年度の一般会計予算は、総額79億8千3百万円となっており、北部振興事業や一括交付金など各種国庫補助金等を活用し、新規事業を計画・提案しております。ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた予算編成となっております。

令和4年度重点施策の概要

次に令和4年度における重点施策の概要について申し上げます。

第1に、「まちづくりの重点事業の実施について」申し上げます。

私は、これまで、町政運営の基本姿勢として、町民生活の豊かさを第一に据えながら、全ての

町民の『融和』『協調』『個性』を大事に、『日本一心豊かなまちづくり』を目指してまいりました。令和4年度も引き続き、物の豊かさと同時に、『心の豊かさ』を大切にまちづくりの基本的理念といたします。

まちづくりにあたっては、持続可能なまちづくりを意識し、ハード事業とソフト事業とのバランスを図りながら展開してまいりたいと考えております。

令和4年度の主なハード事業には、満名本線整備事業、上本部学園線整備事業、山里屋比久線整備事業、瀬底団地新築事業、給食センター改築事業など8事業を実施いたします。

ソフト事業関連につきましては、一括交付金を活用し、もとぶマイクロツーリズム推進事業、もとぶ観光地クリーンアップ事業、メイドイン・もとぶ産品成長産業化推進事業、みかんの里機能強化事業など13事業を実施することにしております。

令和4年度より、地域おこし協力隊の制度を活用し、各学校と地域の連携強化を図り、尚一層の子育て支援の強化及び学習環境の整備を図ってまいります。

コロナ後の未来に向かって、本部町の存在価値を高めるためには、情報発信は極めて重要な手段と考えております。令和3年度には、本町ホームページのスマートフォン対応、広報誌のフルカラー及びページの増量をしてまいりました。これらのツールやLINE、FacebookなどのSNSを活用し、独自の情報発信を行ってまいります。

また、FMもとぶや報道各社に記者会見などを引き続き行い、マスメディアを活用した様々な情報発信を行ってまいります。

デジタルツールを活用した行政システムの整備は、コロナ禍後のまちづくりにおいて、その取り組みをますます強化しなければならないと考えております。

令和4年度は、県内自治体の中でもいち早く予算化した「本部町DX推進計画」の策定、「コロナ等災害対応基盤ネットワーク整備事業」を実施いたします。

さらに令和4年度は各種手続きがインターネットを通して可能となる、「オンライン申請基盤整備事業」を実施いたします。

デジタル技術を活用し町民の生活がより便利に、より住みやすい環境になるよう取り組みを強化し、令和4年度を本町の「デジタル元年」と位置づけ、本町のDXを推進してまいります。

第2に、「地域産業の振興について」申し上げます。

今尚、コロナ禍の影響により町内事業所は厳しい経営状況が続いております。これまで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、商品券・飲食券の助成、農畜水産業者への助成など支援事業を実施してきました。

令和4年度もコロナ禍を克服するため、国や県など関係機関と密に連携し、地域産業の振興について積極的に支援してまいります。

1点目に、「農林水産業の振興」について、申し上げます。

まず、農水産物など販売力の強化を図るため「もとぶ産農水産物消費拡大推進条例」を町民全体に周知し、今後も取り組みを強化してまいります。

また、かりゆし市場を中心に関係機関と一体となったセールスプロモーションの展開及びマスメディアを活用した効果的な販売促進に取り組み、町産農水産物の消費拡大につなげてまいります。

農産物については、「もとぶパワー酢みかん」、「もとぶかりゆしゴールド」及び「アセローラ」などを本町のブランド商品に位置付け、さらなる品質向上及び商品開発に取り組み、生産拡大に繋げてまいります。

また、輪ギク、タンカンのほか、多品目の果樹・野菜についても、JA本部支店、花卉農協など生産団体と連携し、生産性の向上及び販売力の強化に努めてまいります。

基幹作物であるサトウキビは、引き続き種苗の配布支援及び病虫害防除など、生産振興を図ってまいります。

養豚については、生産者と連携し、「本部町産あぐ〜」の認知度向上及びふるさと納税の返礼品に活用するなどPR宣伝に努めてまいります。

肉用牛については、ゲノム解析等により選定した優良雌牛を導入し、受精卵移植技術を活用した「もとぶブランド牛改良促進事業」を新たに実施し、質の高い子牛の生産改良に取り組んでまいります。

有害鳥獣であるカラスやマングース等の被害対策については、令和4年度も引き続き捕獲個体の買取りによる駆除活動などを行い、被害対策を実施してまいります。

農業団体の育成については、「本部町の農業を元気にするネットワークの会」及び「本部町青年農業者の会」を今後とも積極的に支援してまいります。

また、令和4年度から「農水産業担い手支援住宅」の入居が始まります。今後も農水産業の担い手育成には積極的に取り組んでまいります。

農業基盤整備については、伊豆味地区の「護岸及び排水路整備事業」を実施しており、令和4年度の完成に向け取り組んでまいります。

また、新たに着工する「具志堅地区かんがい配水施設の整備事業」は、令和7年度の完成に向け事業を実施してまいります。

水産業の振興については、新たに設置した中層型漁礁（パヤオ）を活用し、漁家経営の安定を図ってまいります。

また、カツオやマグロなどは、新たな漁法である「ケンケン漁」を漁業者に広め、鮮度と品質を高めて、セリ市場に出荷できるよう取り組んでまいります。

さらに、既存のモズク養殖、海ブドウ養殖の収量増加に向けた体制の強化及び新規養殖品目の検討を進めてまいります。

森林保全については、特に八重岳の森林地域は自然保護区の指定を受けるなど、森林機能として、重要な位置づけがされております。

また、日本一早い桜まつりが開催されるなど貴重な観光資源でもあります。下草刈りや雑木の伐採、桜への施肥作業等を行い、今後とも積極的に保全し、観光資源としての活用を推進してま

います。

2点目に、「商工業の振興」について、申し上げます。

コロナ禍における商工業の振興につきましては、本部町商工会と連携し、「雇用調整助成金」、「一時支援金」、「月次支援金」及び「事業復活支援金」などの申請支援並びに「中小企業信用保険法」による融資の認定などを継続的に実施しているところであります。

また、地方創生臨時交付金を活用し、商品券及び飲食券事業の実施により、コロナ禍による町内事業者の経済的影響の緩和を図ってまいりました。

令和4年度も商工会などと連携を図り、町内事業者の経営の安定を図るため「メイドインもとぶ産品成長産業化推進事業」を実施し、町産品の販売強化及び販促支援を推進してまいります。

3点目に、「観光の振興」について、申し上げます。

令和3年の沖縄県及び本町の観光入域者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、激減している状況です。今後も、新型コロナウイルス感染症の状況に大きく影響されると考えられ、特にインバウンドについては、入国制限措置がとられており、当面の間は厳しい状況が続くものと予想されます。

コロナ禍における観光振興については、本町の持つ自然を活用し、令和3年度より実施した「もとぶ八重岳新緑まつり」及び「ヒルクライムレース」などを令和4年度も実施いたします。また、田空ハーソ公園においては、新たにキャンプ場やグランドゴルフ場の開設などに取り組んでおります。町内の新たな観光資源を掘り起こし、マイクロツーリズムを引き続き推進してまいります。

その一つとして、ツアーガイドの育成により、質の高い観光受入態勢を構築することを目的に、新たに「もとぶマイクロツーリズム推進事業」を実施してまいります。

さらには、観光地としての魅力強化を図るため「花いっぱい運動」の継続と新たに「もとぶ観光地クリーンアップ事業」の導入により道路の安全性の確保や、安心・快適な観光地としての地域環境の美化を図ってまいります。

今後も観光振興については、観光協会・商工会・沖縄美ら島財団など各種団体とも引き続き連携して取り組んでまいります。

第3に、「住民生活の環境整備について」申し上げます。

1点目に、「生活道路の整備」について、申し上げます。

道路の整備については、地域住民の生活および利便性向上の観点から極めて重要な課題であります。

北部振興事業を活用して整備を進めてきた、町道の5つの路線については、令和4年度中に供用を開始してまいります。

瀬底島一周線、満名川線、そして石川謝花線の謝花区間の3路線については、令和3年度で全線の工事が完了いたします。これらは生活・産業を支える新しい道路として、多くの町民が活用するものと期待しているところであります。

石川謝花線の石川豊原区間と嘉津宇具志堅線の2路線につきましても、令和4年度内の早期開通に向けて、工事の加速をまいります。

一方、令和4年度から始まる新しい北部振興事業につきましては、本町の新しい町道整備事業として、旧上本部飛行場北側を横断する2kmの『町道上本部学園線』と、先に整備した満名川線の北側に位置する全長約1kmの『町道満名本線』の整備を手始めに計画しております。これまでの北部振興事業で整備してきた多くの町道と同じく、本町の定住促進につなげてまいります。

健堅石嘉波線せんについては、令和4年度も沖縄振興公共投資交付金を活用し、用地測量等を進め、早期の開通に向けて取り組んでまいります。

長年の懸案事項となっておりました東浜川線につきましては、令和4年度に社会資本整備総合交付金を活用した道路の嵩上げ工事を実施し、より安全・安心な生活環境を目指してまいります。

山里屋比久線の大原地区については、終点側の一部区間が未開通でありましたが、このたび地権者との用地交渉が解決したことなどから、町単独予算の事業として整備を行ってまいります。本整備により、町民生活の利便性が向上することに加え、本町の定住促進にもつながるものと考えております。

橋梁の改修については、佐伊土間橋の架け替え工事を完了し、令和4年度はじめには供用を開始する予定となっております。

2点目に、「町営住宅の整備」について、申し上げます。

定住人口の確保のためには、町営住宅の整備が喫緊の課題であります。令和3年度は、北部振興事業を活用して、嘉津宇団地を整備いたしました。子育て世帯が入居し、地域のさらなる活性化が図られているところであります。

また、具志堅団地の整備工事にも着手しており、令和4年度中には完成する予定であります。

さらに、令和4年度には瀬底地域においても用地購入と設計業務を行い、令和5年度の完成に向けて取り組んでまいります。

今後とも順次、子育て支援住宅を整備し、定住人口の確保に努めてまいります。

3点目に、「港湾整備」について、申し上げます。

国の特定地域振興重要港湾として位置づけされている本部港は、本町のみならず北部地域の物流拠点として重要な港湾となっております。

令和2年4月より東京・大阪航路が琉球海運によって定期就航し、現在では北部地域を中心に沖縄県全域の物流を扱っており、今後とも本部港が担う役割が大きくなっていくものと期待しております。

また、クルーズバースが着々と整備され、令和4年度中に完成予定となっております。現在のコロナ禍が収束した際にはクルーズ船が寄港し、多くの乗客が見込まれることから、管理者である沖縄県と連携し、港湾管理の強化を含めた港湾整備に努めてまいります。

4点目に、「町道など生活道路の補修等」について、申し上げます。

令和3年度より町単独事業として、『もとぶ集落環境美化支援事業』により、地域住民が道路

の維持管理に参画する仕組みを作りあげてまいりました。

令和4年度は、さらに道路の維持管理・美化を拡充すべく、一括交付金を活用し、『もとぶ観光地クリーンアップ事業』により、体制の強化を図ってまいります。

第4に、「町民の福祉・保健・衛生について」申し上げます。

1点目に、「福祉の充実」について、申し上げます。

コロナ禍が長期化する中で、福祉行政の果たす役割は、これまで以上に重要度が増しております。社会的に弱い立場の方への支援を、より一層、関係機関と一体となって取り組んでまいります。

児童福祉につきましては、子育て世代の減少、かつ少子化が進む今日、子どもと子育て家庭をめぐる社会環境が大きく変化しております。また、その課題も一層複雑化しております。

本町といたしましては、子育てへの支援ニーズに幅広く対応し、子どもを産み育てやすい環境整備に取り組んでまいります。

本町独自の子育て支援事業を展開するため、令和元年度に創設した、「本部町子ども・子育てゆいまー基金」へは、町内外より、多くの個人・企業などから賛同を頂き、年々輪の広がりをみせております。

本基金を活用し、令和4年度については、①幼稚園児への絵本の提供によるふれあい学習支援、②双子等出産時における支援、③子どもの居場所づくりへの支援、④保育園児への食費支援、⑤町立学校へのデジタル教科書支援、⑥県外等への派遣費支援、⑦ブックスタート事業支援、⑧南富良野体験交流事業支援、⑨中学校進学支援、⑩子育て世代育児用品支援、⑪妊産婦子育て世代移動支援を行ってまいります。

今後とも本基金を活用し、町内児童全体がこの町に住んで良かったと思える、『心豊かなまちづくり』に繋がる事業展開をしてまいります。

次に放課後児童クラブであります。令和3年4月に開所した「もとぶ放課後児童クラブ」に続き、令和4年4月には公設民営2か所目となる「かみもとぶ放課後児童クラブ」が開所いたします。

また、保護者が安心して預けられるよう、町内の放課後児童クラブに職員研修を受けさせるなど、質の向上に努め、次世代を担う児童の健全育成を図ってまいります。

子どもの貧困対策や児童虐待等につきましては、支援員を配置するなど、引き続き学校現場など関係機関と情報共有を密にしながら、きめ細やかな支援体制を構築してまいります。

また、令和3年度より本部町社会福祉協議会、日本郵便株式会社と本町の三者で「子どもの貧困対策に関する協定」を締結し、「食べ物ゆいまー事業」の取り組みを開始しております。令和4年度は、当事業の一層の充実を図ってまいります。

子ども医療助成制度につきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和4年4月から現行の「就学前まで」とする通院時の医療費無償化の対象年齢を「中学卒業まで」拡充してまいります。

老人福祉については、高齢者が加速する中、介護保険サービスや認知症の相談件数が増加傾向にあります。本人・家族の相談に適切な支援が届けられるよう取り組んでまいります。

コロナ禍により自宅に引きこもってしまわないよう、引き続きリハビリ教室や運動教室等の事業を充実してまいります。

「地域包括ケアシステム」の構築については、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できるよう体制の強化を図ってまいります。

障がい福祉につきましては、障がいのある方や家族の実情に応じた、きめ細やかな相談支援や緊急時の受け入れ体制を備えた「地域生活支援拠点等」の機能の充実を図ってまいります。

また、障がいのある方が社会の一員として、地域で生活できるようサポートを行ってまいります。

さらに、障害者優先調達推進法に基づく安定した就労場所の確保を図るため、これまで以上に障害福祉事業者等との連携を強化してまいります。

2点目に、「保健・衛生」について、申し上げます。

コロナ禍が続く中、令和3年度につきましては、町内の各種団体と連携し、感染拡大防止対策の周知徹底に努めてまいりました。

また、ワクチン接種につきましては、令和4年度も引き続き、関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としてのワクチン接種体制の強化を図ってまいります。

住民健診につきましては、例年通り、集団健診と個別健診を実施いたします。令和4年度からは、新たに若い世代が受診しやすい環境づくりの一環として、集団健診の受診日を土日に限定し、健診会場も役場にするなど、受診率の向上に努めてまいります。

また、健診後の保健指導においては、保健師や看護師等による訪問指導や電話相談を実施し、糖尿病など、生活習慣病の重症化予防に努めてまいります。

インフルエンザ等の予防接種の費用助成については、継続して実施してまいります。

国民健康保険事業につきましては、被保険者の高齢化による医療費の増加等により、財政運営は依然として厳しい状況にあります。

主要な財源となります国民健康保険税につきましては、引き続き夜間相談をはじめとする納税相談及び分納指導等を積極的に行ってまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に係る事業を実施し、後期高齢者になっても切れ目のない保健指導を行ってまいります。

環境衛生につきましては、ごみの資源分別の意識を高め、減量化と資源化を推進してまいります。

ハブ対策につきましては、引き続き捕獲器を増設いたします。また、生息範囲が拡大しないよう監視し、個体数を減少させる取り組みを強化してまいります。

第5に、「上下水道事業について」申し上げます。

水道事業につきましては、令和4年度も施設の維持管理及び水質管理を重点におき、町民への水の安定供給に努めてまいります。また、令和3年度に続き「並里浄水場」と「笹川浄水場」の機能を統合した「新浄水場」の整備を推進してまいります。令和4年度においては、浄水池建設に係る杭打ち等基礎工事を引き続き施工してまいります。

また、安定した水の供給体制及び経営安定を図るため、老朽管の更新及び漏水の調査、未納対策など引き続き強化してまいります。

公共下水道事業につきましては、昭和50年の供用開始から46年が経過し、各所で老朽化が著しく進んでいることから、全面改修が必要な状況であります。令和4年度からは、これまでの施設修繕整備に加え、全面改修に向けた基本設計業務に着手いたします。

令和4年度も引き続き下水道接続への理解と協力が得られるように、適切な施設の維持管理を行い、安定的な経営を目指してまいります。

第6に、「幼稚園教育・学校教育・社会教育について」申し上げます。

教育行政の基本姿勢としましては、本町の自然・歴史・風土を踏まえ、先人から受け継がれたムトゥブンチュウ気質である「質実剛健」で「進取の気性」に富んだ『武本部』と称される「文武両道」の精神を、人材育成の基本に掲げて教育施策に取り組んでまいります。

令和4年度から新たに、町内小中学校及び本部高校において、地域おこし協力隊などを活用し、未来を担う子ども達が、生まれ育った「ふるさと本部町」に誇りを持つ、人材の育成に努めてまいります。

1点目に、「幼稚園教育」について、申し上げます。

幼稚園教育につきましては、本部幼稚園に専任園長を配置し、全幼稚園の体制強化を図っているところであります。令和4年度においても、全幼稚園の職員研修を充実させ、保育園や小学校との連携強化を図り、引き続き教育体制の構築に取り組んでまいります。

2点目に、「学校教育」について、申し上げます。

学校教育においては、「豊かな人間性」、「確かな学力の向上」、「自立心の向上」の3つの取り組みを『人間力』として、引き続き人材育成に努めてまいります。

豊かな人間性については、教育的ニーズに応じた学びの場を充実させるために、本部町特別支援コーディネーターを活用し研修会を実施してまいります。

確かな学力の向上については、各小中学校に配置しております学力向上推進教師等の活用や、ICTを活かした個別最適な学びを推進してまいります。

自立心の向上については、目標に向かって粘り強く努力ができる児童生徒を育成するためにキャリアパスポートを積極的に活用してまいります。

伊豆味小中学校の屋内運動場改築工事につきましては、令和3年度より改築工事に着手しており、早期に完成させるよう取り組んでまいります。

学校給食においては、食を通して食べ物に関する知識や生活習慣、健康な体づくりなどの食育の推進を図ってまいります。

学校給食センターの改築事業につきましては、令和3年度に基本設計、実施設計を行っており、令和4年度からは建築工事に着手し、早期完成に取り組んでまいります。

新たに令和4年度から、安心して子育てができる環境づくりの一環として、子育て世代の経済的な負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため、幼児・児童生徒の学校給食費無償化に取り組んでまいります。

本部高校の支援につきましては、部活動などの支援、大学及び専門学校等への進学支援を引き続き図ってまいります。

3点目に、「社会教育」について、申し上げます。

社会教育の振興につきましては、継続的に自然観察教育等を実施してまいります。また、夏休みを利用した地域学習教室や子ども会活動においても、各字公民館と連携し引き続き取り組んでまいります。

もとぶ文化交流センター及び町立博物館につきましては、自然・歴史・文化などの魅力の情報発信、体験・交流、郷土学習及び各種研修などの活用を推進してまいります。

また、本部町文化協会と連携し、もとぶ展の開催など文化活動を支援してまいります。

スポーツ振興につきましては、運動公園や町民体育館、各学校の体育施設などの活用を促進し、スポーツを通して町民の健康維持や体力向上を図ってまいります。

第7に、「行政組織体制の強化と財源の確保について」申し上げます。

地方自治体は、自らの判断と責任において、効率的・安定的な行政運営が求められております。新型コロナウイルスの影響により、我が国においては、行政デジタル化の遅れが浮き彫りとなりました。本町は、行政デジタル化にいち早く取り組むべく、令和3年度にデジタル広報班を設置しております。これから日々変化を遂げる社会情勢に、的確かつ迅速に対応できるよう行政組織体制の強化を図ってまいります。

財源の確保につきましては、町税及びふるさと納税をはじめとする自主財源の確保・拡充に取り組んでまいります。

税収につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減収等について、今後の動向を引き続き注視してまいります。

収納の面では、昨年12月から開始しましたキャッシュレス決裁による非接触型の収納を推進し、感染症対策にも努めてまいります。

また、法に基づく滞納処分等を適正に行い納税の公平性を維持し、併せて収納率の維持、向上に努めてまいります。

個人版ふるさと納税、企業版ふるさと納税の応援寄附につきましては、令和4度におきましても、多方面に応援寄附の協力をはたらきかけ、『心豊かなまちづくり』に有効活用を図ってまいります。

おわりに

以上、令和4年度の町政運営にあたり、主要施策の概要につきまして、重点事業と新規事業を中心に、その一端を申し述べました。

施策の推進にあたりましては、全職員連携のもと、総力を上げて遂行してまいります。

最後に、令和4年度においても、町民本位の行政運営を基本とし、常に親切丁寧な対応に徹し、質の高い行政サービスの提供に努めてまいります。

私の目指す「日本一心豊かなまちづくり」を実現すべく、全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げ、令和4年度の施政方針といたします。

令和4年3月10日

本部町長 平良 武康

以上でございます。

○ **議長 松川秀清** 町長の施政方針演説を終わります。

休憩します。

休 憩（午前10時51分）

再開します。

再 開（午前11時00分）

日程第6．報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 令和4年第2回本部町議会定例会におきまして、6件の報告と5件の諮問、そして19件の議案を提出してございます。その内訳は、専決処分の報告が5件、沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告が1件、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問が5件、条例の制定及び一部改正議案が5件、指定管理者の指定議案が2件、道路の路線認定等に係る議案が3件、令和3年度の補正予算関係議案が4件、令和4年度の当初予算関係議案が5件となっております。

説明に当たりましては、副町長、教育長ほか担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ **議長 松川秀清** 建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和3年第8回本部町議会（臨時会）で議案第47号をもって議決をされた、「瀬底島一周線道路改良工事（その8）」に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、瀬底島一周線道路改良工事（その8）について、

契約金額「1億450万円」を「1億933万7,800円」に変更し改定契約を締結する。483万7,800円の増額になっております。

次の変更箇所対照表をご覧ください。工種で土工事、舗装工の2工種の変更になっております。

本件の工事場所は、瀬底大橋を渡って約200メートルいったところ、右側が瀬底島一周線の起点になります。そこから約540メートルが工事区間となっております。報告の主な変更点は路盤材に使用する予定であった再生材が工期中に入手困難となったため、材料を新材へと変更しました。また、岩掘削が増となったことなどが主な要因でございます。

次のページ、A3の2枚が平面図となっております。赤字で書かれているところが変更箇所でございます。請負業者は、株式会社渡久地組となっております。以上で報告を終わります。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第7. 報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について、提出者の報告を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 報告第2号についてご説明いたします。

報告第2号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和3年第8回本部町議会(臨時会)で議案第48号をもって議決をされた、「瀬底島一周線道路改良工事(その9)」に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、瀬底島一周線道路改良工事(その9)について、契約金額「8,525万円」を「9,019万1,200円」に変更し改定契約を締結する。494万1,200円の増額になっております。

次のページの変更箇所対照表をご覧ください。工種で土工事と舗装工の2工種の変更になっております。本件の工事場所は、瀬底島一周線道路改良工事(その7)の続きで、琉大研究所に向けて540メートルの工事区間となっております。報告の内容の主な変更点は、報告第1号と同様、路盤材に使用する予定であった路盤材が工期中に入手困難となったため、材料を新材へと変更しました。また、岩掘削等が増となったことが主な要因でございます。

次のA3の3枚が平面図となっております。赤字で書かれているところが変更箇所でございます。請負業者は、有限会社安護建設工業となっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第8. 報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について、提出者の報告を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 報告第3号についてご説明いたします。

報告第3号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和3年第8回本部町議会（臨時会）で議案第50号をもって議決をされた、「石川謝花線道路改良工事（その6）」に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和4年3月10日提出、本部町長平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、石川謝花線道路改良工事（その6）について、契約金額「1億2,870万円」を「1億2,439万200円」に変更し改定契約を締結する。430万9,800円の減額になっております。

次のページの変更箇所対照表をご覧ください。工種で擁壁工と舗装工の2工種の変更になっております。

次のページの平面図をご覧ください。町道16号線との接続部において、沖縄電力の高圧電柱の取扱いについて、協議と再設計に時間を要するため、本工事から接続部のみを減とし、別で発注したいと考えております。請負業者は、有限会社良和組になっております。全路線の工事完了は、令和4年9月末を予定しております。以上で報告を終わります。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第9. 報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について、提出者の報告を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 報告第4号についてご説明いたします。

報告第4号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和4年第1回本部町議会（臨時会）で議案第1号をもって議決をされた、「満名川線道路改良工事（その4）」に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和4年3月10日提出、本部町長平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、満名川線道路改良工事（その4）について、契約金額「1億2,148万6,200円」を「1億2,328万2,500円」に変更し改定契約を締結する。179万6,300円の増額になっております。

次の変更箇所対照表をご覧ください。工種で舗装工の工種の変更になっております。本件の工事場所は、伊野波橋から佐伊土間橋の区間560メートルとなっております。報告内容の主な変更要因は、報告第1号、第2号と一緒に、路盤材に使用する予定であった再生材が工期中に入手困難となったため材料を新材へと変更しました。

次のページが標準断面になっております。請負業者は、有限会社沖工設になっております。以上で報告を終わります。

○ **議長 松川秀清** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第4号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第10. 報告第5号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について、提出者の報告を求めます。建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 報告第5号についてご説明いたします。

報告第5号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和3年第7回本部町議会（臨時会）で議案第43号をもって議決をされた、「佐伊土間橋橋梁整備工事」に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、佐伊土間橋橋梁整備工事について、契約金額「6,050万円」を「6,062万8,700円」に変更し改定契約を締結する。12万8,700円の増額になっております。

次の変更箇所対照表をご覧ください。工種で既設H桁橋撤去工、支承据付工、高力ボルト本締め工等の変更になっております。

次のページが既設撤去工の詳細になっております。請負業者は、本部造園株式会社となっております。以上で報告を終わります。

○ **議長 松川秀清** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第5号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第11. 報告第6号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 屋富祖良美** 報告第6号についてご説明いたします。

報告第6号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書を別紙のとおり提出する。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。

お配りしております事業計画書が、令和4年度本部町土地開発公社における事業計画となっております。内容といたしましては、4ページから7ページが事業計画用途別明細表となっております。6ページ、7ページをお開きください。上の段の項目の年度別取得造成（B）が事業計画となっております。下から3段目が、本年度の合計で、取得面積が3万2,918平米、金額として4億8,592万7,000円となっております。本部支社の事業といたしましては、昭和53年度以降は土地開発公社の活用はしておりません。以上で報告を終わります。

○ 議長 松川秀清 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第6号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業計画についてを終わります。

休憩します。

休 憩（午前11時17分）

再開します。

再 開（午前11時18分）

日程第12. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。記、住所、沖縄県国頭郡本部町字渡久地715番地。氏名、知念達子。生年月日、昭和27年2月9日。任期、令和4年7月1日から令和7年6月30日。令和4年3月10日提出、本部町長平良武康。

提案理由、任期満了に伴い、新たに当該委員の候補者を推薦したい。これが、本案を提出する理由である。

経歴については、次ページをお目通しください。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩（午前11時20分）

再開します。

再 開（午前11時21分）

日程第13. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。記、住所、沖縄県国頭郡本部町字瀬底156番地。氏名、内間清彦。生年月日、昭和27年5月5日。任期、令和4年7月1日から令和7年6月30日。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、任期満了に伴い、新たに当該委員の候補者を推薦したい。これが、本案を提出する理由である。

経歴については、次ページをお目通しください。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。記、住所、沖縄県国頭郡本部町字伊豆味3071番地。氏名、宮里嘉昌。生年月日、昭和35年8月29日。任期、令和4年7月1日から令和7年6月30日。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、任期満了に伴い、新たに当該委員の候補者を推薦したい。これが、本案を提出する理由である。

経歴については、お目通しください。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。記、住所、沖縄県国頭郡本部町字渡久地713番地。氏名、上間初美。生年月日、昭和30年12月7日。任期、令和4年7月1日から令和7年6月30日。令和4年3月10日提出、本部町長平良武康。

提案理由、任期満了に伴い、新たに当該委員の候補者を推薦したい。これが、本案を提出する理由である。

経歴については、お目通しください。

○ **議長 松川秀清** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。記、住所、沖縄県国頭郡本部町字古島178番地。氏名、與儀直実。生年月日、昭和55年9月7日。任期、令和4年7月1日から令和7年6月30日。令和4年3月10日提出、本部町長平良武康。

提案理由、任期満了に伴い、新たに当該委員の候補者を推薦したい。これが、本案を提出する理由である。

経歴については、お目通しください。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和4年3月10日提出、本町町長 平良武康。

提案理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に基づき、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由であります。

この条例は、住民の行政手続におきまして、家族構成とそしてあるいは所得の状況等を、ペーパーで提出することなく、行政の持っている資料でもって、データでもって、それをかえるということをございます。のもの条例でございまして、住民の手続の簡素化、そして行政の事務の効率化を狙った条例であります。今回の改正におきましては、3枚目の新旧対照表の1ページ、法律におきまして、現行第1条、第5条の文で下線を引いておりましたが、法律で「第19条第10号」が、法律の改正によりまして、「第19条第11号」に変更になっていますので、本町の条例も法律

に合わせて号の変更を行っているものでございます。以上、説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第18. 議案第4号 本部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 議案第4号 本部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を充実させるため、非常勤職員の育児休業及び部分休業の要件を緩和するとともに、任命権者が講ずべき措置を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

ここでいう非常勤職員というのは、会計年度任用職員を指しております。説明は一番最後の資料の4ページをお願いいたします。今回、法律におきまして、非常勤職員の育児休業の取得要件が1年以上の在職期間というものがございませけれども、それが撤廃されまして、要件が緩和されております。それに伴いまして、本町も改正するものでございませますが、今までは会計年度任用職員として1年勤務しないと、育児休業が取得できない制度でありました。これが採用されて、すぐからでも育児休業が取得できるということで緩和されております。それに伴いまして任命権者が講ずべき措置も改正されておきまして、職員に対する育児休業に係る研修を実施するようにと。そして育児休業に関する相談体制の整備、何日相談できます。部分休業というのは、何時から何時までできますという相談を受ける体制を整備。そして勤務環境の整備に関する措置。例えば育児休業を取得した場合には、代理の会計年度任用職員を配置するという措置を講ずる必要がございませ。その改正でございませ。以上、説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第19. 議案第5号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案をご説明いたします。

議案第5号 本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、未就学児に対し、国民健康保険税の被保険者均等割の減額措置を講ずる必要が

あるため。これが、この議案を提出する理由である。

議案の説明につきましては、参考資料でご説明いたします。議案の20ページ、お開きください。後ろから2枚目になっております。先ほど、議案説明でも申し上げましたが、今回の本部町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の交付に伴い改正するものとなっております。減額する額につきましては、参考資料の上から4段目に記載されておりますが、非保険者均等割りの2分の1を減額することとなっております。

まず、国民健康保険税につきまして説明いたします。国民健康保険税は、基礎課税額これは医療分と言われておりますが、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額、支援分と言われております。それと介護納付金課税額、これは介護分と呼ばれておりますが、この3つを合計した額が国民健康保険税となっております。今回、均等割の減額措置が行われますのは、基礎課税額、医療分と後期高齢者等支援金等課税額、これ支援分になりますが、この2つの部分になります。(1)に、現行の基礎課税額の均等割額を記載しております。所得に応じて軽減措置があるため、軽減がない場合は1万5,000円、この(1)の下のほうですね。2割軽減は1万2,000円、5割軽減は7,500円、そのような形になっております。(2)に改正後の基礎課税額、医療分に係る均等割額を記載しております。軽減がない場合は7,500円、2割軽減は6,000円、(1)の2分の1の額となっております。下の(3)と(4)につきましては、後期高齢者支援金等課税額、支援分に係る均等割を記載しております。(3)においても、(1)と同様に所得に応じて減額措置があるため、軽減措置がない場合は6,000円、2割軽減は4,800円、5割、7割は以下のとおりとなっております。(4)に、改正後の後期高齢者支援金等課税額の金額を記載しております。軽減がない場合は、半額の3,000円、2割軽減は2,400円と2分の1の額となっております。

次のページをお開きください。次の21ページは、この減額措置を導入した場合の影響額について記載しております。本部町の国民健康保険に加入しております未就学の対象者が154名、現在いらっしゃいます。表の①をご覧ください。これは基礎課税額に係る減額措置後の影響額について、出してあります。左のほうに、軽減世帯ごとに人数が書かれてあります。右側のほうに減額が書かれてあります。トータルで基礎課税額に係る部分で63万7,500円。②の後期高齢者支援金等課税額に係る減額措置につきまして25万5,000円となっております。合計しまして89万2,500円の減額措置となっております。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第20. 議案第6号 連帯保証人の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号 連帯保証人の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。連帯保証

人の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、住民の申請手続きの利便性向上のため、関係条例を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。連帯保証人の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例。（本部町営住宅設置及び管理条例の一部改正）第1条 本部町営住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正する。第12条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める連帯保証人1人の連署する」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。（本部町水洗便所改造等資金貸付基金条例の一部改正）第2条 本部町水洗便所改造等資金貸付基金条例の一部を次のように改正する。第6条を削り第7条を第6条とする。（本部町農水産業担い手支援住宅及び管理に関する条例の一部改正）第3条 本部町農水産業担い手支援住宅及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。第10条第1項第1号中の「独立した生計を営む連帯保証人1人の連署する」を削る。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

次のページをお願いします。右側が現行で、左側は改正案でございます。新旧対照表の1枚目、2枚目が住宅の管理条例であります。3枚目が水洗便所改造等資金貸付基金条例でございます。4枚目が農水産業担い手支援住宅の設置及び管理に関する条例であります。以上で説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

休憩します。

休 憩（午前11時45分）

再開します。

再 開（午後1時30分）

休憩します。

休 憩（午後1時30分）

再開します。

再 開（午後1時45分）

日程第21. 議案第7号 本部町学校給食費無償化基金条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号 本部町学校給食費無償化基金条例の制定について。本部町学校給食費無償化基金条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、「安心して子育てができる町」を目指し、子育て支援の充実の一環として、子育て世代の経済的な負担を軽減することを目的とした、学校給食費無償化事業の財源に充てるため、学校給食費無償化基金を設置したい。これが議案を提出する理由である。

次のページをお開きください。本部町学校給食費無償化基金条例、第1条（設置）「安心して子育てができる町」を目指し、子育て支援の充実の一環として、子育て世代の経済的な負担を軽

減することを目的とした、学校給食費無償化事業の財源に充てるため、学校給食費無償化基金（以下「基金」という。）を設置する。第2条の（積立て）であります。基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。第5条の（処分）についてであります。町長は、第1条に定める目的に資する場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。この条例は、公布の日から施行します。以上で、説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第22. 議案第8号 本部町物流拠点施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 議案第8号についてご説明いたします。

議案第8号 本部町物流拠点施設の指定管理者の指定について。本部町物流拠点施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。

記、指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び場所。名称、本部町物流拠点施設、場所、本部町字崎本部5207番地。指定管理者、所在地、今帰仁村字上運天335番地10、名称、北部港運株式会社。指定期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。

提案理由、平成29年第2回議会（定例会）において可決された本部町物流拠点施設の指定管理の指定については、令和4年3月31日でその指定が満了することに伴い、本部町物流拠点施設の設置及び管理に関する条例第5条の規定に基づき上記団体を指定管理者として指定したい。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお開きください。議案第8号の参考資料となっております。上のほうが入出庫状況、下のほうが収支状況となっております。入出庫状況の令和元年度の施設在庫量、トン数が少ないのはシークワサーの不作の要因、あと今帰仁村の冷凍冷蔵庫が平成31年1月より稼働しており、そこへのマグロの餌の移動がありまして低くなっております。令和2年度の施設在庫については、増えている状況については、シークワサーの豊作による増と、あと生餌が少し増えた状況にあります。あと、収支状況につきましてなんですが、令和元年度の収支について、先ほど言いました今帰仁村の冷凍冷蔵庫が稼働した生餌が移動したものだと考えております。また、シークワサーの不作によるものと考えております。令和2年度の収支状況については、先ほどのシークワサーの豊作や生餌の増量が考えられます。

次のページをお願いいたします。本施設は、平成24年4月1日に供用開始されております。参考資料のページを見ますと、平成29年4月1日に北部港運に5年間、今年の令和4年3月31日までとなっております。それ以降も北部港運に指定したいということでありまして。説明は以上です。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第23. 議案第9号 本部町多目的イベント広場（闘牛場）の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号 本部町多目的イベント広場（闘牛場）の指定管理者の指定について。本部町多目的イベント広場（闘牛場）の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により次のとおり議会の議決を求める。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。

記、指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び場所。名称、本部町多目的イベント広場（闘牛場）、場所、本部町字浦崎1178番地。指定管理者、所在地、本部町字東79番地、名称、本部闘牛組合。指定期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。

提案理由、平成29年第2回議会（定例会）において可決された本部町多目的イベント広場（闘牛場）の指定管理者の指定については、令和4年3月31日でその指定期間が満了することに伴い、本部町多目的イベント広場（闘牛場）の設置並びに管理に関する条例第3条の規定に基づき、上記団体を指定管理者として指定したい。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。本部町多目的イベント広場（闘牛場）の指定管理者の指定についての、管理状況であります。平成13年12月25日に供用開始をされております。平成21年4月1日より本部闘牛組合が指定管理を受けてきております。本年度3月末をもって指定管理が満了を迎えるため、令和4年4月1日以降の5年も引き続き闘牛組合へ管理者として指定を考えております。次のページが今までのイベント状況であります。以上です。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第24. 議案第10号 町道の路線変更について（町道健堅石嘉波線）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号 町道の路線変更について。道路法第10条第2項の規定に基づき、次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

整理番号は47。路線名は旧の路線名が町道健堅石嘉波線、新も町道健堅石嘉波線となっております。旧の起点が本部町字崎本部4735番2地先、終点が本部町字健堅1246番地先、新の起点が本部町字崎本部4731番地先、終点が本部町字健堅1256番2地先。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、当該路線の実施設計の結果、起点と終点を変更する必要があることから、道路法第10条第2項の規定に基づく路線の変更にあたり、あらかじめ同条第3項に基づく議会の議決が必要となるため。

次のページ、A3の資料をご覧ください。健堅石嘉波線の実施設計の結果により、その起点、終点の変更をしたいので、こちらを提案しております。図面で黄色い破線が変更前、赤い実線が

変更後になります。丸い印の起点部は国道449号の整備に伴う変更、三角の印の終点部は、対象地点が健堅本部落線に取りつけるための変更になります。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第25. 議案第11号 町道の路線認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 議案第11号についてご説明いたします。

議案第11号 町道の路線認定について。道路法第8条第2項の規定に基づき、次の路線を認定したいので、議会の議決を求める。

路線名、町道上本部学園線。起点が本部町字備瀬2087番2地先、終点が本部町字北里1022番4地先。重要な経過地が上本部学園。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、道路法第8条第2項の規定に基づき、新たな路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため。

次のA3の資料をご覧ください。こちらは路線認定の参考図面になります。赤い丸印が起点部備瀬2087番2地先で、赤い矢印が終点部北里1022番4地先です。途中、重要な経過地として、上本部学園を通る計画としております。本路線は令和4年度から新規道路事業として計画しており、北部振興策事業での採択を目指しております。延長は約2キロ程度となる予定です。なお、道路法線を含む路線の詳細は、来年度の実施設計で検討してまいります。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第26. 議案第12号 町道の路線認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 議案第12号についてご説明いたします。

議案第12号 町道の路線認定について。道路法第8条第2項の規定に基づき、次の路線を認定したいので、議会の議決を求める。

路線名、町道満名本線。起点、本部町字並里644番1地先、終点、本部町字伊野波387番2地先。重要な経過地、伊野波団地。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、道路法第8条第2項の規定に基づき、新たな路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため。

次のA3の資料をご覧ください。こちらは路線認定の参考図面となります。赤い丸印が起点部並里644番1地先で、赤い矢印が終点部伊野波387番2地先です。途中、重要な経過地として、伊野波団地を通る計画としております。本路線は令和4年度から新規道路整備事業として計画しており、北部振興策事業での採択を目指しております。延長は約1キロ程度となる予定です。なお、道路法線を含む路線の詳細は、来年度の実施設計で検討してまいります。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第27. 議案第13号 令和3年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 説明の前におわび申し上げます。この一般会計補正予算内におきまして、繰越明許費の欄におきまして、4款衛生費、新型コロナウイルスのワクチン接種に係る事業2件を追加をさせていただきました。そのため本日、差し替えをお願いしたところであり、開会当日の差し替えとなり、大変ご迷惑をおかけいたしました。おわび申し上げます。

それでは、議案第13号をご説明いたします。議案第13号 令和3年度本部町一般会計補正予算について。令和3年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。

次の次のページをお願いいたします。令和3年度本部町一般会計補正予算（第7号）。令和3年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出からそれぞれ640万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ100億5,568万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（繰越明許費の補正）第2条、繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。（債務負担行為の補正）第3条、債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。（地方債の補正）第4条、地方債の廃止及び変更は、「第4表地方債補正」による。

続きまして、4ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正でございます。今回、28件の事業を繰越しております。新型コロナウイルスの対応として、国の補正予算によるコロナ交付金などの交付決定が年度途中であったこと。そして新型コロナウイルスの影響で、資材などの調達におくれが生じていることなどの理由により、例年よりも多い事業の繰越しとなっております。

詳細は、本日A3縦2枚つづりの資料を配付しております。その28件全て列記しておりまして、繰越しの理由、そして事業完了の予定の期日を入れておりますので、説明は申し訳ございませんが省きまして、その資料を拝見していただければと思います。

続きまして6ページ、第3表債務負担行為補正でございます。固定資産評価替支援業務、変更前が703万8,000円、変更後が629万円、74万8,000円の減額でございます。こちらは令和5年度までの固定資産評価替業務に係る分でございますが、委託業務の入札におきまして、事業費が確定しましたので、その確定にあわせまして減額しているものでございます。

次に、歳入歳出予算の説明をいたします。今回の補正予算は減額補正となっております。3月の年度末であることから、各事業の実績の見込みがある程度立てられております。そのことから扶助費などの減額、そして工事費などの事業確定による減額などが主なもので計上しております。

事項別明細書でもって主要事業の説明をさせていただきます。まず歳出から行います。18ページ、

19ページでございます。18ページ、2款1項9目の基金費、19ページ、上から7段目のもとぶコロナショック生活支援及び産業支援事業補助金196万円の減額を説明いたします。こちらは、コロナ交付金を活用しました商品券の事業でございます。町民1人当たり2,500円の商品券を配布しまして生活支援、そして事業所の支援に充てたものでございます。事業が終了したので、実績に応じて減額をしております。商品券の交付率は93.9%でございました。そのうち換金率が96.9%、換金額は約2,980万円でございます。続きまして、その2段下、減債基金積立金2億5,000万円、こちらは起債を起こしております分の元金と利息の支払いが生じますが、今後の返済に充てるため、減債基金に積立を行うものでございます。続きまして、その3段下、学校給食費無償化支援基金積立金1億円、こちらは学校給食費の無償化を安定的に実施するために、基金に積立を行うものでございます。その下、製氷荷捌き施設維持管理基金積立金268万2,000円、こちらは指定管理者側に利益が生じたので、申し合わせ事項に基づきまして、利益の2分の1を今後の維持管理費として基金に積むものでございます。その下、子ども・子育てゆいまー基金積立金1,106万9,000円、こちらは当初500万円の寄附を見込んでおりました。今まで現在、約1,600万円の寄附がございました。その差額分を積み立てるものでございます。

続きまして30ページ、31ページをお願いします。民生費、31ページの上から5段目、保育士等処遇改善補助金295万6,000円、こちらは保育士等の賃上げ効果が期待される取組を行うことを前提としまして、収入を3%程度、収入と申しますと賃金、受け取る賃金ですけれども、3%程度引き上げるものでございます。3%程度の目安は毎月、約9,000円ほど引き上げるために、その経費を認可保育園などに補助するものでございます。今年の2月の給料分から対象になりまして、全額国庫補助が充てられます。

続きまして38ページ、39ページをお願いします。農林水産業費、39ページの中に主なものとしまして農水産業担い手支援住宅、そして畑地かんがい施設の委託料、工事費等がございますが、こちらは事業費が確定されておりますので、その事業費確定による残の分を減額しているところでございます。

続きまして40ページ、41ページをお願いします。水産振興費、41ページの本部町中層型浮魚礁設置工事費、こちらも先ほどと同じように事業費が確定しております。その事業費の残の分を減額しております。

続きまして42ページ、43ページをお願いします。商工振興費でございまして、43ページの真ん中です。飲食業者経営体力再生事業補助金196万円の減額でございます。こちらはコロナ交付金を活用した飲食券の事業でございます。町内1人当たり2,500円の飲食券を交付する事業でございますが、事業が完了したことから実績に応じて減額しているものでございます。飲食券の交付率は93.9%、そのうち換金率は91.3%、換金額は約2,810万円でございます。

続きまして46ページ、47ページをお願いします。土木費でございます。47ページで、こちらは主なものとしまして北部振興事業の町道4路線の事業を列記しております。こちらも事業費が確定しまして、その残った分を減額しているものと、あと道路台帳の委託料の増額を計上しており

ます。

続きまして60ページ、61ページをお願いします。歳出の最後になります教育費、61ページの上から3段目に、本部高校後援会補助金100万円、こちらは沖縄ハム総合食品株式会社様から300万円の企業版ふるさと納税の寄附をいただいております。そのうち100万円は本部高校後援会への寄附でございましたので、こちらで100万円を計上して本部高校の後援会に支出するというところでございます。

続きまして歳入を説明いたします。戻りまして、事項別明細書の歳入2ページをお願いします。町税がでございます。1款2項1目固定資産税1億167万5,000円の減額でございます。こちらは新型コロナウイルスの影響により事業収入が減少した事業所に対し、事業用の家屋と償却資産の部分の固定資産税を最大、全額免除する制度がでございます。本町においては、この減額している金額の減免分を見込んでおりまして、その分減額計上をしているところでございます。

続きまして4ページ、5ページをお願いいたします。4ページの11款2項1目、真ん中ほどに新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金がでございます。1億167万5,000円、こちらは先ほど説明をいたしました固定資産税の減免分と同額が国から補填交付されるものでございます。続きまして、12款1項1目地方交付税3億4,920万8,000円、こちらは地方交付税の追加交付がございましたので、その分増額しております。

続きまして10ページをお願いします。19款1項1目総務費寄附金3,586万5,000円の増でございます。11ページの説明で、本部町ちゅらまちづくり応援寄附金3,246万6,000円の増額、こちらは個人版ふるさと納税の受入れを当初1億7,000万円程度見込んでおりましたが、2億円を超えての寄附を現在受入れておりますので、その分増額で補正をしているところでございます。その下、企業版ふるさと納税寄附金339万9,000円、こちらは企業版ふるさと納税が4件、340万円ございましたので、その分寄附額に応じまして計上しているところでございます。以上、説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第28. 議案第14号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。

表紙をおめぐりください。令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算。令和3年度本部町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ20億4,397万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは3枚おめくりください。歳入歳出予算事項別明細書の総括でご説明いたします。総括の上の段、歳入をご覧ください。歳入1款国民健康保険税が262万5,000円の減額となっております。これは新型コロナウイルスの影響による国民健康保険税の減免分となっております。国と県の財政支援が確定したため、予算の組替えを行うものであります。下の5款国庫支出金については157万4,000円の増額となっております。これは1款国民健康保険税で減額になった国保税の国が負担する分となっております。6款県支出金については105万1,000円の増額となっております。これは1款国民健康保険税で減額になった国保税の県が負担する分となっております。下の10款繰入金につきましてもは142万3,000円の増額となっております。これは保険基盤安定繰入金の県の確定通知に基づくものとなっております。歳入合計では、142万3,000円の増額となっております。

次に下の段、歳出をご覧ください。歳入で142万3,000円増額となった分を11款予備費に計上しております。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第29. 議案第15号 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について。令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙のとおり議会の議決を求める。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。

表紙をおめくりください。令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算。令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ76万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,990万3,000円とする。

それでは3枚おめくりください。歳入歳出予算事項別明細書の総括でご説明いたします。総括の上の段、歳入をご覧ください。6款繰入金につきましてもは、76万3,000円の減額となっております。これは保険基盤安定繰入金の県の確定通知に基づくものとなっております。

下の段、歳出をご覧ください。歳出2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましてもは、同額の76万3,000円の減額となっております。これは歳入6款の繰入金で、歳入が減額になった部分を納付金から減額する分となっております。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第30. 議案第16号 令和3年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とし

ます。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 議案第16号を説明いたします。

議案第16号 令和3年度本部町公共下水道特別会計補正予算について。令和3年度本部町公共下水道特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いいたします。令和3年度本部町公共下水道特別会計補正予算。令和3年度本部町公共下水道特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（繰越明許費の補正）第1条、繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

さらに次のページをおめくりください。1款総務費、1項総務管理費、事業名 公営企業法適用に伴う移行支援業務、繰越金額1,045万円。繰越しに係る事業におきましては、令和6年4月の適用に向けて行う公営企業法適用に伴う移行支援業務となっております。業務の内容は、昭和48年からの固定資産調査とりまとめが主な内容であります。対象施設であります本部町浄化センター、町内ポンプ場施設26か所、下水道管約75キロメートルの資料収集が膨大であり、収集に時間を要しております。よって、年度内の完了が困難になったため、次年度に繰越しを行うものであります。なお、完了予定は、令和4年12月を予定しております。以上、説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第31. 議案第17号 令和4年度本部町一般会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 水色の冊子でございます。

表紙を1枚めくっていただけますでしょうか。議案第17号 令和4年度本部町一般会計予算について。令和4年度本部町一般会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。以上です。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第32. 議案第18号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第18号についてご説明いたします。

議案第18号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計予算について。令和4年度本部町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。以上です。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第33. 議案第19号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし

ます。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第19号についてご説明いたします。

ピンクの冊子をご用意ください。議案第19号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について。令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。以上です。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第34. 議案第20号 令和4年度本部町公共下水道特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 議案第20号を説明いたします。

議案第20号 令和4年度本部町公共下水道特別会計予算について。令和4年度本部町公共下水道特別会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。以上です。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第35. 議案第21号 令和4年度本部町水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 議案第21号を説明いたします。

議案第21号 令和4年度本部町水道事業会計予算について。令和4年度本部町水道事業会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和4年3月10日提出、本部町長 平良武康。以上です。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第36. 予算審査特別委員会の設置についてをお諮りします。

議案第17号 令和4年度本部町一般会計予算についてから、議案第18号、議案第19号、議案第20号の各特別会計及び議案第21号 令和4年度本部町水道事業会計予算については、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第17号 令和4年度本部町一般会計予算についてから、議案第18号、議案第19号、議案第20号の各特別会計及び議案第21号 令和4年度本部町水道事業会計予算については、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

休憩します。

休 憩 (午後2時36分)

再開します。

再 開（午後 2 時45分）

諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

委員長に崎浜秀昭議員、副委員長に松田大輔議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会（午後 2 時47分）